

黒潮町公告第 7 号

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年号外法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に共する。

令和 4 年 2 月 1 日

黒潮町長 松本 敏郎

1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり

2 縦覧場所

黒潮町佐賀 1029 番地 1

黒潮町役場海洋森林課及び黒潮町ホームページ

3 本公告により、黒潮町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。